

(別添1)

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

単位：千円

基金の名称	双葉地方水道企業団 福島再生加速化交付金(帰還環境整備)基金	
基金設置法人名	双葉地方水道企業団	
基金の額		今回造成額 448,899千円
		造成完了時における残高 456,938千円
	(うち国費相当額)	今回造成額 448,899千円
		造成完了時における残高 456,938千円
基金事業等の概要	<p>国から交付された福島再生加速化交付金を基金として造成し、これを活用して以下の計画を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双葉駅西側地区生活拠点等水道管整備事業計画 ・大熊町下野上地区水道管整備事業 	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	採択済
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和8年度末
	基金の解散予定時期	令和8年度末
基金事業等の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・双葉駅西側地区生活拠点等水道管整備事業 双葉駅西側地区生活拠点等水道管整備事業計画を円滑に遂行し、もって当該事業計画記載の復興に関する目標を実現すること。 ・大熊町下野上地区水道管整備事業 大熊町下野上地区水道管整備事業計画を円滑に進行し、もって当該事業計画記載の復興に関する目標を実現すること。 <p>なお、各事業計画のうち、この基金を財源として充てる事業の詳細については下記URLを参照。 https://f-mizu.jp/about-us/fukushima-saisei-kasokujiyou/</p>	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		
その他の事項		